

宮城県セルロースナノファイバー活用製品実用化推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、セルロースナノファイバー等の次世代素材の活用による技術開発や製品開発への取組を推進するため、事業者等がセルロースナノファイバーを活用した製品の実用化を推進するために行う製品開発等に要する経費について、当該事業者等に対し予算の範囲内において宮城県セルロースナノファイバー活用製品実用化推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「事業者等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 県内に事業所を置く法人、その他の団体及び事業を行う個人で、製造業に属する事業を主とする事業として営む者をいう。
- (2) その他知事が認める団体

2 この要綱において、「小規模事業者」とは、「事業者等」のうち中小企業基本法（昭和38年7月20日法律第154号）第2条第5項に掲げるものをいう。

3 この要綱において、「セルロースナノファイバー」とは、セルロースを主成分とする繊維または針状物質であり、その直径が1マイクロメートル未満のものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、セルロースナノファイバーを活用した製品等の実用化を目指して行う製品開発、試作開発をいう。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、別表1に掲げるもののうち知事が必要かつ相当と認めるものとし、その補助率及び補助限度額は次のとおりとする。

- (1) 補助率 2分の1以内（小規模事業者にあつては3分の2以内）
- (2) 補助限度額 1件あたり1,000千円

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 前項の申請書の提出部数は1部とする。

3 次の各号のいずれかに該当する事業者等は、交付申請をすることができない。

- (1) 補助金の交付対象となる事業について、国又は市町村等の補助金を受ける場合
- (2) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- (3) 県税に未納がある者

4 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長あ

て照会することができる。

(申請の際の消費税及び地方消費税)

第6条 補助金の交付を申請しようとする事業者等(以下「申請者」という。)は、規則第3条第1項の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第7条 知事は、規則第3条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付決定を行うものとする。

2 知事は、前項による交付の決定を行うに当たっては、第6条により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、第6条のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、補助事業の内容の変更が軽微であって、補助事業に要する経費相互間の20%以内の変更にあつては、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、様式第4号により速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(状況報告等)

第9条 規則第10条の報告は、様式第5号によるものとし、補助金の交付決定のあった年度の9月30日及び12月31日現在における補助事業の遂行状況を、それぞれ翌月20日までに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告のほか、必要と認めるときは、補助事業者から補助事業の遂行状況について報告を求め、又は現地調査を行い、補助金の使用状況を調査することができる。

(実績報告)

第10条 規則第12条第1項の補助事業実績報告書は、様式第6号によるものとする。

2 前項の報告書の提出部数は1部とする。

3 第1項の報告書の提出期限は、補助事業の完了若しくは廃止承認の日から20日を経過した日又は交付の決定のあった日の属する県の会計年度（以下「補助事業年度」という。）の翌年度の4月20日のいずれか早い日までとする。

（実績報告に係る消費税及び地方消費税）

第11条 補助事業者は、規則第12条第1項の規定による実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の交付方法）

第12条 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができる。

2 前項ただし書による補助金の概算払で補助金の交付を受けようとする補助事業者は、様式第7号による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第13条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、様式第8号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（財産の管理及び処分等）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用の増加した機械等（以下「財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効果的に運用しなければならない。

2 規則第21条第2号及び第3号の規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械、重要な器具その他の財産とする。

3 補助事業者は、規則第21条の知事の承認を受けようとするときは、様式第9号による財産処分承認申請書を知事に提出しなければならない。

4 知事は、規則第21条の規定に基づいて財産の処分の承認をした場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めたときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。

（産業財産権に関する届出）

第15条 補助事業者は、補助事業年度又は補助事業年度の終了後3年以内に、補助事業に基づく発明、考案等に関する特許権、実用新案権又は意匠権（以下「産業財産権」という。）について、それらを出願し、取得し、若しくは譲渡した場合又はそれらに実施権を設定した場合には、

その旨を当該年度の終了後20日以内に、様式第10号により、知事に届け出なければならない。

(成果の事業化)

第16条 補助事業者は、補助事業に基づき取得した成果の事業化に努めなければならない。

2 補助事業者は、補助事業年度の終了後3年間において、毎会計年度終了後20日以内に当該補助事業に係る過去1年間の事業化状況について、様式第11号により、知事に報告しなければならない。

(収益納付)

第17条 知事は、前条第2項の規定による報告により、補助事業者が当該補助事業を実施した成果の事業化、産業財産権の譲渡、実施権の設定その他当該補助事業を実施した成果の他への供与により収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表 1 (第 4 条関係)

経費区分		内 容
技 術 開 発 費	原材料費	原材料費及び副資材の購入に要する経費
	機械装置費	機械装置の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 ・自社により機械装置を製作する場合の部品等を含む 注) 申請時における補助対象経費総額の2分の1を限度とする。
	工具器具費	工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費
	外注加工費	外注加工に要する経費 ・原材料等の再加工及び設計等を外注する場合に要する経費
	分析等費	技術（製品）開発に係る分析等に要する経費 ・技術（製品）開発に必要な分析、解析、試験等に支払われる経費
	技術指導受入費	技術指導の受入に要する経費 ・技術（製品）開発を行うに当たって外部からの技術指導を特に必要とする場合及び産業財産権等の導入に支払われる経費
	共同開発費	技術（製品）開発を共同で行う場合に要する経費 ・大学、研究機関等と共同で技術（製品）開発を行う場合に要する経費
	人件費	技術（製品）開発に直接関与する者の人件費 ・ただし、直接作業時間に対するものに限る 注) 技術開発費に占める人件費の割合は2分の1を限度とする。
	その他の経費	技術（製品）開発に当たって、特に必要と認められる経費